



令和8年1月21日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和8年1月21日付けで貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（8営業所）

| 支局 | 郵便局 | 行政処分 | | 支局 | 郵便局 | 行政処分 | |
|----|------|--------------|------------|----|-----|--------------|------------|
| 札幌 | 札幌白石 | 3両 × | 20日 | 室蘭 | 虻田 | 3両 × | 40日 |
| 札幌 | 滝川 | 3両 × | 20日 | 帯広 | 豊頃 | 1両 × 2両 × | 34日 32日 |
| 函館 | 江差 | 1両 × 3両 × | 27日 24日 | 帯広 | 御影 | 3両 × | 30日 |
| 旭川 | 歌登 | 1両 × | 36日 | 北見 | 小向 | 1両 × | 37日 |

3. 処分日

令和8年1月21日（水）

【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車運送事業安全管理室 酒井

TEL : 011-290-2744